

## Q5. 基金の給付にはどんな種類があるのか？

A

- ・ 基本年金

国の代行分に基金独自のプラスアルファ(薄皮部分)を上乗せした年金 (加入員すべて)

- ・ 加算年金

基金が独自に上乗せする加算部分 (10年以上・15年以上)

- ・ 退職一時金

短期間で退職した人の加算部分の清算 (3年以上10年未満で退職のとき)

- ・ 選択一時金

加算年金の清算 (20年保証 <※1>・加入10年以上の加入員または受給者が希望する時)

- ・ 遺族一時金

加算年金の清算 (20年保証 <※2>・加入10年以上の加入員または受給者が死亡のとき)

詳しくは「[基金の年金・一時金](#)」の「[フローチャート](#)」をご参照ください。

<※1> 制度変更(H24.04)前の受給権者には「選択一時金制度」はありません。

<※2> 制度変更(H24.04)前の受給権者の保証期間は10年です。